

（舞台装置等の電気設備）

第19条 舞台装置若しくは展示装飾のために使用する電気設備又は工事、農事等のために一時的に使用する電気設備（以下「舞台装置等の電気設備」という。）の位置及び構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 舞台装置又は展示装飾のために使用する電気設備は、次に定めるところによること。
    - ア 電灯は、可燃物を過熱するおそれのない位置に設けること。
    - イ 電灯の充電部分は、露出させないこと。
    - ウ 電灯又は配線は、著しく動揺し、又は脱落しないように取り付けること。
    - エ アークを発生する設備は、不燃材料で造ること。
    - オ 一つの電線を二つ以上の分岐回路に使用しないこと。
  - (2) 工事、農事等のために一時的に使用する電気設備は、次に定めるところによること。
    - ア 分電盤、電動機等は、雨雪、土砂等により障害を受けるおそれのない位置に設けること。
    - イ 残置灯設備の電路には、専用の開閉器を設け、かつ、ヒューズを設ける等自動遮断の措置を講ずること。
- 2 舞台装置等の電気設備の管理の基準については、第15条第1項第7号から第10号までの規定を準用する。

※ 改正経過：制定〔昭和37年条例第31号〕、全部改正〔昭和48年条例第34号〕、一部改正〔昭和55年条例第39号〕

【趣旨】

本条は、舞台装置若しくは展示装飾のために使用する電気設備又は工事、農事等のために一時的に使用する電気設備について定めたものであり、昭和37年の条例全部改正により設けたものである。

【解説】

1 舞台装置等の電気設備による火災危険（例）

舞台装置等の電気設備を設置し、使用することにより想定される火災危険の例を挙げると、下表のとおりとなる。

	想定される火災危険（例）	対策（例）
□	舞台演出のために設置された白熱球が舞台幕に接触したことで火災化する。	・可燃物を過熱しない位置に設けること。
□	舞台上部に設置されているムービングライトの配線が脱落し、被覆が損傷して出火する。	・配線の動揺及び落下させないような措置をとること。
□	斎場の中袖幕を片付けた時に、中袖幕を端に寄せたため、中袖幕がハロゲンライトのオブジェに覆い被さったことによって、蓄熱により発火し、火災化する。	・可燃物を過熱しない位置に設けること。

舞台装置等の電気設備による火災危険は、上表のほかにも想定される。また、ここでは、それに対する対策の一例を挙げているが、これらの火災危険を排除し、安全に、安心して当該設備を使用するためには、本条及び本条【解説】に掲げる内容を順守し、火災予防対策を徹底する必要がある。

2 舞台装置等の電気設備の位置及び構造の基準（第1項第1号関係）

- (1) 「舞台装置若しくは展示装飾のために使用する電気設備」については、必ずしも一時的に使用するもののみではなく、恒久的な設備についても適用される。しかし、特に一時的に使用する設備については、安易な気持ちから生じる工事上及び管理上の不備に基づく火災の発生が多いため、本条を通じて規制することにより、これを防止するための実益が大きいものと考えられる。
- (2) 第1号アの電灯の位置については、電球にカーテン、どん帳、板等が接しないような位置でなければならない。その際、電球にカーテン、どん帳、板等が接するおそれのある場合は、電球に

## 【第19条（舞台装置等の電気設備）】

不燃性のガード等を設けることにより、火災予防上安全な措置を講じる必要がある。

- (3) 第1号イの「充電部分」とは、電気が来ている部分であり、電圧がかかっている金属部分である。電灯の充電部分を露出させないようにするためには、電球をソケットに接続すること、又は絶縁物で被覆することが必要である。露出部分があれば、漏電、短絡、感電のおそれがあるからである。
- (4) 第1号ウの「電灯又は配線」は、著しく動揺し、又は脱落しないように取付けるとともに、過度に荷重、張力が加わらないようにする。
- (5) 第1号エの「アークを発生する設備」の例としては、舞台上で稲妻を発生する場合の設備が考えられる。「アーク」とは、炭素棒等を電極として放電させると生じるもので、炭素の微粒子状の集まりが電路となって、ジュール熱で数千度の温度となり、光を発するものである。したがって、火災予防上この設備の場合等は、不燃材料で造ったものとしなければならない。
- (6) 第1号オは、一つの電線が二つ以上の回路に共用されるような配線にすると、共用された部分の電線には、二つの回路の負荷電流が重畳して流れ、当該電流が過負荷になる可能性があるため、禁止したものである。

### 3 工事、農事等のために一時的に使用する電気設備の位置及び構造の基準（第1項第2号関係）

- (1) 第2号アは、分電盤、電動機等は、雨雪、土砂、工事中建設材料、建設用機械器具等により障害を受けるおそれのない位置に設けなければならないことを定めたものである。なお、「分電盤、電動機等」の「等」には、電灯、接続器等が含まれる。
- (2) 第2号イの「残置灯設備」とは、工事等の際、夜間において工事現場等を照明するために設ける電灯設備である。
- (3) 第2号イの「自動遮断の措置」とは、その回路において、短絡、過電流が生じた場合、自動的に電路を遮断するための措置であり、ヒューズが最も簡単なものであるが、ヒューズを用いない遮断器、いわゆるノーヒューズブレーカーとしても差し支えない。

### 4 舞台装置等の電気設備の管理の基準（第2項関係）

- (1) 舞台装置等の電気設備の管理の基準については、第15条（変電設備）第1項第7号から第10号までの規定を準用している。具体的に準用される規定の概要は、以下のとおりである。各規定の詳細は、第15条【解説】を参照すること。
  - ア 舞台装置等の電気設備のある室内は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物を放置しないこと。（第15条第1項第7号関係）
  - イ 定格電流の範囲内で使用すること。（第15条第1項第8号関係）
  - ウ 必要に応じ設備の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験を必要な知識及び技能を有する者として市長が別に定めるものに行わせ、不良箇所を発見したときは、直ちに補修させるとともに、その結果を記録し、かつ、保存すること。（第15条第1項第9号関係）
  - エ 変圧器、コンデンサーその他の機器及び配線は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。（第15条第1項第10号関係）
- (2) (1)ウについては、以下のとおりとなっている。
  - ア 「必要に応じ設備の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験を必要な知識及び技能を有する者として市長が別に定めるもの」は、規則第6条において「電気設備等の種別に応じ、電気事業法第43条第1項及び第2項に規定する主任技術者又はこれと同等以上の知識及び技能を有する者として、消防長が適当と認めたものとする。」となっている。これについては、次の者が考えられる。
    - (ア) 電気事業法第43条に基づく電気主任技術者の資格を有する者
    - (イ) 電気工事士法に基づく電気工事士の資格を有する者
    - (ウ) 舞台装置等の電気設備の点検及び整備に関し、(ア)及び(イ)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者。例として、メーカーの技術部門、サービス会社の修理部門等に所

## 【第19条（舞台装置等の電気設備）】

属する職員で、点検及び整備に関して相当の知識及び技能を有している者等が該当する。

### (エ) 電気工事施工管理技士等

- イ 絶縁抵抗試験としては、高圧回路、低圧回路、変流器の2次回路等につき、線間又は対大地間の測定が主なものである。絶縁保護がなされていないと、人が触れた場合には感電し、漏電した場合には火災化することが想定される。このため、絶縁抵抗試験を実施することによって、ケーブルが正しく絶縁されているか否かを判別することができる。よって、絶縁抵抗試験は、1年に1回以上実施することが望ましい。
- ウ その他の測定試験としては、接地抵抗測定試験がある。接地抵抗は、電気が漏電した場合、安全に地面に電気を流し、感電防止、火災防止のために施工するアースの抵抗の値である。よって、接地抵抗試験についても、絶縁抵抗試験同様、1年に1回以上実施することが望ましい。
- エ 「不良箇所を発見したときは、直ちに補修させるとともに、その結果を記録し、かつ、保存すること。」となっているが、「結果の記録」は、規則様式2（電気設備等点検・試験結果記録票）に記録し、保存しておかなければならない。ただし、他の法令の規定による点検表で規則様式2に定める記載事項が確認できるものにあつては、当該点検表をもってこれに替えることができる。保存期間については、変電設備の場合と同様に特段の規制はないが、メーカー等で定める定期点検のサイクルに合わせ、点検を行う技術者等が保存を要すると考える常識的な期間とされる。よって、少なくとも次回の定期点検の時期まで保存しておくことが望ましい。